

第4回 日進市障害者基本計画等策定・評価委員会 議事録

日 時 平成24年2月6日(月) 午前10時～午前11時25分
場 所 日進市中央福祉センター 2階集会室

出席者 <委員>川井 直博(委員長)、石垣 儀郎(副委員長)、谷口節子、松永
敏子、河合 美夕紀、村瀬 公一、石川 博夫、神谷 昌典、小野
田 笑子、鈴木 重行
<事務局>福祉部：加藤部長
福祉課：松田課長、加藤課長補佐、小出係長、水谷主事

欠席者 佐野 龍司

傍聴の可否 可
傍聴の有無 有(1名)

- 次第 1 あいさつ
2 議事
(1) パブリックコメントの報告(資料1)
(2) 第3期日進市障害福祉計画(案)について(資料2、3)
3 その他

事務局 ただいまから、平成24年度第4回日進市障害者基本計等策定・評価委員会を開催します。

本日は、佐野委員がご都合により欠席との連絡が入っております。委員11名のうち、10名の方が出席されておりますので、半数以上の出席により、本委員会の設置要綱第6条第2項において本日の委員会は成立いたします

それでは、はじめに川井委員長より ご挨拶をお願いします。

委員長 あいさつ

事務局 ありがとうございます。

議事に入る前に、本日の会議資料について 確認したいと思います。事前に配布しました資料ですが、

- ・ 資料1 第3期日進市障害福祉計画パブリックコメント回答(案)
- ・ 資料2 第3期日進市障害福祉計画(案)の修正箇所表
- ・ 資料3 第3期日進市障害福祉計画(案) になります。

また、当日配布資料は、

- ・ 愛知県からの意見書に対する回答(案)
- ・ 資料2 第3期日進市障害福祉計画(案)の修正箇所表(当日差替) になります。

資料の確認はよろしいでしょうか。足りない委員の方がございましたら、声をかけていただければと思います。それでは、この後の議事につきましては、川井委員長に取り回しをお願いいたします。

委員長 それでは、議事に入る前に、本日は1名の方が傍聴を希望しておられますので、入室を認めたいと思います。
(傍聴者入室)

委員長 議事2(1)パブリックコメントの報告について(資料1)、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料1について説明

委員長 ただいま、資料1のパブリックコメントの報告について、事務局より説明していただきました。ご意見やご質問等のある委員は発言をお願いします。

委員 パブリックコメントの質問・意見というのは結局、具体的な部分が意見の中にはありません。そうすると、それを今後どう取り入れていくか

ということになるかと思うのですが、その辺り私自身も読んで、回答されている中でここにあるものはありますと、これから具体的な場面でどうしていくかという方向性を示す必要があると思います。その辺りについて少し説明していただけますか。

委員 関連なんですけど、これは骨子だからそれに対する意見です。問題は、例えば3ページのところの緊急一時保護の関連で、緊急時ステイ事業の実施を検討することを記載しています。方向性は決まっているのですが、緊急時ステイ事業というのは何だという具体的なところが見えません。同じように検討などをして記載しておりますという部分、検討は分かるのですが、その一歩先の、じゃあどうなんだという、どういうものがこういう事業に入るんだというのが自分自身見えてきません。その辺りについて、このままでいいのかなという個人的な疑問です。

委員長 今のご意見としては、意見に対してもっと具体的に、この意見に関してはこういうふうに対応していますとか、対応していきますという記載のほうが良いかと思います。

事務局 そもそも障害福祉の基本となる障害者基本計画という市の10年計画がございます。そちらの計画のほうが平成24年～25年で見直しに着手していく予定で、日進市の障害福祉の全般的な今後のあり方というところに関しては、障害者基本計画策定時に、具体的なご意見を踏まえて策定をしていくことを考えております。回答は、今回の計画書に対するあくまでも回答ということでこういった記載にしております。緊急時ステイ事業の中身が分からないという話ですが、緊急時ステイ事業というのは、国のほうが市町村事業として定めている地域生活支援事業という自立支援法の中の市町村事業の中に昨年度から位置づけられた事業になります。当然、緊急時の受け入れは、短期入所、いわゆるショートステイという制度がございますので、通常はそちらで障害の方の緊急時のケアをしていきます。ショートステイにも結局定員枠があるので、いざというときに定員を超えて使えないケースがあります。そうしたサービスが使えない本当の緊急時の部分への対応として、緊急時ステイ事業に関し、24年度中の実施を日進市は予定して進めているところです。例えば、市内事業所であれば「愛歩」とか「ポレポレ」とかの施設で、本来は宿泊を目的とする施設ではありませんが、そういった施設で受け入れてもらえば、その経費に関して助成をする制度を今、市では考えています。どこまでの細かいところを記載していくかという部分については、また、ご意見をいただいて検討していきたいと思っております。

委員長 今回のパブリックコメントは、日進市の障害福祉計画について実施したわけですね。今ここで出ている意見というのはパブリックコメントをした、本来障害者福祉計画に対するものも含まれますが、むしろ先ほども申し上げたように、それ以外での部分での要望とかそういうものが

入っているものですから、ここで1つ1つこういうふうにはやっていきま
すというか具体的に回答していくのは非常に難しいかなと思います。今
後もっと計画ができれば1つ1つ細かく意見を聞いていく部分がある
んですよね。

事務局　　そうです。実際具体的な制度とか仕組みづくりというのは、障害者自
立支援協議会の専門部会のほうで個々の事業の検討を、障害のサービス
提供支援者の方とか、障害の当事者の方々に集まっていただいて検討を
進めておりますので、そういう場でご意見を聞きながら制度自体の作り
こみをしていきたいと考えています。

委員長　　今お二人の委員からご意見をいただきましたけれども、その意見につ
いても自立支援協議会のほうにお示ししてですね、具体的に検討してい
ただく部分があれば検討していただくという方向でいかがでしょうか。
決して意見をいただいて無視してしまうのではなく、検討する場に持っ
ていって、具体的に検討していただける部分があれば検討していただい
ていくという形ではいかがなものでしょうか。

委員　　そういうところで検討する具体的なものがだんだんと示されれば、こ
の質問に対する答えが具体化されたというふうになりますね。

委員長　　事務局のほうも申し訳ありませんが、また今後そういった場所でこう
いう意見が出されていますということだけは示していただくというこ
とで、検討できるものについては検討していただくということによろし
くお願いします。いろんなご要望に添えばたくさん出てくると思います
けれども、せっかく出していただいた意見ですので、できるだけ大事に
していきたいと思えます。あと他にご意見とかご質問がございましたら
お願いします。

委員長　　この1番目の発達障害の方に対するサービスというのは難しいです
ね。

事務局　　区分5の発達障害の関係に関しては、今回の法改正で障害児支援が制
度化されます。特にその部分は、いわゆる幼少期からの支援というこ
とが国の制度の中にかなり盛り込まれます。従来の子どものときにあ
まり支援を得ずに、大人になってからいろいろ課題を抱えてしまうとい
う状況があります。発達障害の方で子どもの時期からの適切な支援を受
けていれば、一般社会に十分適合できる方はかなり多くおります。今は
そういう形の支援のほうに国の仕組み自体が変わってきています。問題
とすれば支援者自体の絶対量がまだまだ少ないことです。そうした支援
が必要ということで、行政としても、人材育成の部分特に注目して検
討していくことを考えています。

委員長 そうした場合、小さい子に発達障害があってもきちんと診断できるのですか。

事務局 実態としてはある程度の年齢、2歳とか3歳くらいからでないとは分かりません。結局、学校とか保育園などに通いながら、特に発達上気になるお子さんに対する支援を、これからどう組み立てていくかという形になります。その辺りの制度として、今回国のほうは保育所等訪問支援事業という、保育現場とか幼稚園の現場のほうに障害のある程度経験を持つ人を派遣して指導しながら、適切な集団生活を送れるような指導をしていくという制度を作り始めています。今後はそれがどううまく機能していくかというところへの支援を、行政のほうは考えないといけないと考えています。

委員長 幼稚園とか保育園へ入ったら、ちょっと落ち着かないとか、そういうことで気づく場合も多いみたいですね。環境をきちんと整えてあげれば、かなり教育効果も上がって将来障害を克服できる部分もあるという話はよくされるんですね。なかなか人数も多くて大変だなと思います。今10人に1人ですかね、10パーセントくらいが発達障害ではないかと言われる部分もあります。

委員 今回の発達障害のことで教えていただきたいんですが、今の話の流れの発達障害と、虐待を受けてきた子どもさんが発達障害になる場合と大きく2つの発達障害はありますよね。今教えていただいたのは純然たる発達障害としての話なんですが、今後増えてくると見込まれます。昨年度の55,000件虐待とかあって、そこで発達障害になってきた子どもさんのケアとか支援というのは国民としてこの先分けて考えなければならぬと思います。

事務局 いわゆる児童虐待の部分なのか、障害者への虐待なのかというところの線引きは、これから障害者の虐待防止法が昨年度整備され、平成24年10月から施行の予定です。市としても障害者の虐待防止センターの窓口を必ず作らなければならない形に制度が変わってきていますので、児童虐待の部分の対応と障害者虐待に対する部分の対応との線引きの検討を進めているところです。明確な線引きはできていないのですが、虐待防止法が成立したことに対応して市がどういった体制を作り、どういった対応をしていくかというところの検討を進めているところで、今の時点でこうしますとお答えできる状況ではありません。そういう仕組み作りとか体制作りをこれから進めていくという状況にあります。

委員長 今回の虐待による発達障害といわゆる発達障害というのはだいぶ違うんですか。

委員 子どもさんが発達障害で小さなときから発症している場合ですと、子

どもさんだけ見ていけばいいんですね。虐待の場合だと後天的なものですから、例えば親御さんのケアが必要になってきて、子どもさんは発達障害と確定診断を受けたら障害の枠組みの中で見ていかないといけないものですから、2つ使っていかなければならないんですね。そういったところでものすごくこのご質問にもあるんですけど、膨大な時間と人が必要になってくるので、どうやって盛り込んでいけばいいか心配します。

委員長 それは児相の仕事ではないんですか。

委員 児童相談センターももちろん関わっていただかなければいけないですね。

委員長 かなり対応の仕方が違うような気がしますけどね。他にご意見がありましたらお願いします。それでは、パブリックコメントについては以上にさせていただきたいと思います。また資料を読んでいただいてお気づきの点があれば次の議題の後でも結構ですのでご意見をいただきたいと思います。

それでは次の議事に移ります。(2)の第3期日進市障害福祉計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局 資料2、資料3の説明。

委員長 ただいま第3期日進市障害福祉計画の修正箇所と、愛知県に先回までの資料をお渡ししてというのをチェックしていかないといけないですよ。

事務局 そうです。県のほうから今段階での計画の内容というのを確認させてほしいという通知がきています。提出した結果、愛知県のほうから今日お配りした5点の内容で指摘をいただきまして、それに対する記載への対応ということで修正をさせていただいたものです。

委員長 あとからご説明いただいたものが、愛知県から指摘していただいた意見ということで、それに対して差し替えをしたということですね。かなりたくさん資料があつてみなさん分かりにくいと思いますので、簡単に説明をお願いします。

事務局 大きな数値の変更があった時点というところが、グループホーム・ケアホームの数値目標の部分と、相談支援に関する数字の目標のこの2点が大きく変わっていて、あとは語尾の修正です。記載内容を大きく変えるような変更はしていません。どちらかというポイントとなる数値目標のところ、大きく変えた部分はグループホーム・ケアホームの部分と相談支援の部分で、特に相談支援の部分については県からの意見があ

って、今回の数値を提案させていただいたということになります。

委員長 ケアホーム・グループホームのほうは、何に基づいて修正されたのですか。

事務局 ケアホーム・グループホームの目標値は、今まで分けて数値を表記していましたが、グループホーム・ケアホームまとめて表記しています。また、24年度以降について、こちらは今ある福祉事業所のほうから整備計画を確認しましたので、そちらの整備計画の数値を加味させていただいて、24年以降については数値を増やした形で目標値を設定させていただいています。

委員長 そうすると相談支援のほうは愛知県からの意見に基づいて、数値等は変更してありますが、ケアホーム・グループホームについては小数点を切り上げた場合、そういう話もしてきたんですか。根拠のあるものというのは、2つを合わせて記載したというそれだけのことなんですか。何かあって書き方を変えたということではないんですか。

事務局 2つの事業を1つに形態するというのは、実を言うと県のほうのもともとの数値目標を定める項目が、今まで別々で表記だったものを1つにまとめるという表記の方向に変わったからです。県の求められた数値に合わせてまず記載を変えたということです。厳密に言えば県の指導に合わせて別々だったものを1つの表記に変えたものということです。

委員長 それからもう1ついいですかね。ケアホームとグループホームはどう違うんですか。

事務局 簡単に言えば、重度の方が軽度の方かというのが1番分かりやすい言い方です。特に精神の方とかが入られるのがグループホームで、知的の比較的重度の方だとか、肢体不自由と知的の併用の方が入っているのがケアホームというのが一般的な考え方です。実際にそこで行われている支援というのが全く別物ということではないので、障害程度に合わせた支援をそれぞれ行っています。

委員長 そうすると、みなさんで共同支援をしながら共同生活をしているというのは変わらないですか。

事務局 はい、変わらないです。

委員長 それで数値を一緒にしても差し支えないですね。

事務局 そうです。国のほうから求められている数値の目標を今回からまとめて一体に変えてきたということで、今回市の計画も合わせたという形に

なります。

委員長 分かりました。それでは、なかなか分かりにくい部分もありましたけれども、今のご説明でお分かりいただけたと思います。先回みなさんにご検討いただいたものに関して、県からの意見と本来ならパブリックコメントのご意見、先ほど数値の話がありましたけど、もう一度見返して変えた部分があるかと思いますが、ここはちょっと納得がいかないとか、変じゃないかという部分、あるいはこうしたほうがいいんじゃないかというご意見がありましたらお願いしたいと思います。どんなことでも結構ですので、気楽にご意見をいただけるとありがたいです。

委員 今の表の県の文書の①のところの地域移行支援の人数がありますよね。2、3、4と。定着支援は3、4、6人とあがっています。それは県のほうの、市町村の名前がいっぱい書いてあるところがありますよね。例えば日進を見ると、地域移行支援は24年に1人、25年に1人、26年に2人と書いてありますので、残りの1人は知的とか身体とか、そういうふうに読めばいいのですか。精神が1、1、2になって、残りはそういうふうに読むということですか。

事務局 県のほうの数字が精神の方の長期入院者の退院の見込み数ということになります。こちらの地域移行支援というのが精神の方の退院の支援のみではなくて、先ほど委員からお話があった知的の方の施設からの退所をして、地域に移行するという部分をこの支援の対象になっていますので、県が出しているのは精神の部分のみということで、知的の部分を見込んで2、3、4という数字、県の数字を基に積み上げて数字を出させていただいたというのがまず1点です。

地域移行の数字はこれで、地域定着の数字に関しましては、基本的に地域移行の方が地域定着の支援を継続して受けることが想定されています。地域移行の支援の期間というのは基本的に6ヶ月というのが国で示されています。2人の場合だと2人の方が地域移行は半年なんですけど、地域定着は1年の支援期間なので人数として倍増するので、24年度に支援を受けた人が25年度で1年間支援を長く受けられるということで、24年の倍の数の4人というふうに表記しています。逆に26年度のほうを地域移行支援の25年度が3人ですので、その3人の方が26年度に1年間支援を受けることを想定した場合に、倍の6人と設定をさせていただいているのがこの数値の出し方になります。

委員長 そうすると27年は8人になりますか。

事務局 そうです。ただ厳密に言えば地域移行された人が地域定着に必ず全員が1年間フルに支援を受けるかというところはまだ正直どれくらいを見込めるのか分からないので、考え方としては国が示したモニタリングの期間を想定して倍の数にさせていただいています。地域移行が半年、

地域定着が1年というところで、同じ人数でも積み上がっていくということによって表記しています。

委員 精神の人と他の人も交じっていますよね。

事務局 そうです。県が出したこちらの表は、精神の方のみの数字で、日進市が出させていただいた数字は精神の人と知的を含めた数字になります。

委員長 他にありませんか。今のようなご質問でも結構です。

委員 愛知県の回答の2ページ目の2番、地域生活支援事業の②の下の方に30ページと書いてありますよね。これは実利用見込者数を記載するように求められていますと日進の正誤が書いてありますが、どちらになりますか。

事務局 今日、差替えさせてもらった資料のほうにあります。

委員長 それでは、ご意見もないようですので、予定時間前ですが終了したいと思います。

事務局 この計画書の取り扱いについてなんですが、今回計画書を出して愛知県から意見をいただき、指摘の部分を直さしてもらいました。今回、この委員会が策定期間内の最終の委員会で計画書を固めるということになりますが、現状はあと2ヶ月くらいあります。これからも県内の調整において、指摘事項などがあると考えられますので、そうした場合は市のほうで修正して、改めて委員さんのほうにお見せするということで了解をいただきたいのですが、そのような形で進めさせていただいてもよろしいですか。

委員長 今年度は本日が最終の委員会になりますので、そういう細かい修正については事務局のほうで修正していただくということでもよろしいでしょうか。

委員 この資料を読んでいて世話人という言葉が出てきます。共同生活援助、共同生活介護、例えば26ページに世話人等の養成を進めていきます。世話人というのは馴染みがなかったので、この施設については世話人という言葉を使うわけなんです。世話人の養成ということは世話人については何か資格が必要となっているのでしょうか。例えばいろいろな手話奉仕員とか就労支援ワーカーとかいろいろありますよね。世話人という言葉が耳に馴染んでいなかったの、世話人について教えてくださいませんか。

事務局 グループホーム・ケアホームの支援者に関しては、資格要件はありま

せん。一般のヘルパー資格を持っている方など、そういう方を支援者という言い方をしていますが、グループホーム・ケアホームに関しては資格要件が現時点ではないものですから、住まわれている方をお世話する人という意味で世話人という言い方にさせていただいています。

委員 それがそのように皆に認められた言葉ではなく、そういう資格要件も必要ないのでとりあえず世話人ということなんですね。

事務局 世話人については、今のところ掃除をやってあげたりとか料理を作っ
てあげたりというレベルの状況になっていますので、特に何かの資格が
要るわけではありません。

委員長 他はよろしいですか。
それでは、これで今年度最後の委員会ということで先ほども申し上げ
たように、細かい修正は事務局にお任せします。それでは本日の議題は
全て終わりましたので、これで第4回日進市障害者基本計画等策定・評
価委員会を終了します。
本日はありがとうございました。

(午前 11 時 25 分閉会)